

社保研究部  
だより

# 自主返還につながった 個別指導の指摘事項①

今回は、近畿厚生局に開示請求した個別指導後の結果通知のうち、「返還にかかる事項」に關連の深い指摘事項を集計した(左表)。個別指導の着眼点や算定ルール上の注意点を考えてみたい。開示資料は個別指導の未確定分が除かれており、29医院分のデータによる。(社保研究部)

## 1. 基本診療料

歯周治療の再初診が治療が困難な状態であればならない。また、算定療継続中と判定されて算定不可とされ、SCCなどの一連の処置が算定不可になっている。特別対応加算は診療日

## 2. 医学管理

の状態が、著しく歯科診療が困難な状態であればならない。また、算定療継続中と判定されて算定不可とされ、SCCなどの一連の処置が算定不可になっている。特別対応加算は診療日

## 3. 検査

検査結果の説明ができないなど、実態を疑われている。検査結果の自動入力機能が撮影目的を記載している場合があるが、これは要件を満たしていない。読影の所見が必要になる。

## 4. 画像診断

大半が所見の記載漏れで、診断料が返還の対象になっている。レセコン

また、今回は歯周病検査と実地指導の際に用いたブラークの付着状況とが不整合であると指摘されている。歯周精密検査ではブラークチャートを用いたブラークの付着状況の記載が必要になるためである。

また、今回は歯周病検査と実地指導の際に用いたブラークの付着状況とが不整合であると指摘されている。歯周精密検査ではブラークチャートを用いたブラークの付着状況の記載が必要になるためである。

また、残存歯への根面被覆処置がないために、検査対象歯に認められないケースもあった。縁下歯石の除去を必要としない、混合歯列期または乳歯列期の患者に対するP基検査が自主返還の対象になっている。

歯周病検査や画像診断の所見から見てSRPやPCurの必要性が乏しいと判断されたケースがある。ポケットが3ミリ以下で動揺度がゼロの場合

## 自主返還につながった個別指導の主な指摘事項

<b>【基本診療料】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>治療の継続性が認められる診療(歯周治療)に対して初診料を算定していた</li> <li>休日加算に該当しない例に対して算定していた</li> <li>特別対応加算に該当しない例に算定していた</li> <li>特別対応加算を算定した日の患者の状態を記載していない</li> </ul>
<b>【医学管理】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○歯管(8) <ul style="list-style-type: none"> <li>提供文書の1回目の管理計画書を作成していない</li> <li>患者またはその家族が記入すべき内容が提供文書に記載されていない(患者氏名、患者の基本状態など)</li> <li>独自に作成した様式の記載事項欄では、算定要件を網羅しておらず記載漏れがある</li> <li>提供文書の担当歯科医名が違っているなど、適切に提供されていない</li> <li>文書提供していない月に、その管理内容の要点をカルテに記載していない(2)</li> <li>初診1日で終了し、継続的管理が行われていない場合に算定していた</li> <li>有床義歯を原因とする疾患にかかる治療のみの患者に対して算定していた</li> </ul> </li> <li>○実地指(3) <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供文書に記載すべき内容を記載していない(指導内容、ブラークの付着状況、指導を行った歯科衛生士の氏名)(2)</li> <li>歯周病検査とブラークの付着状況の指摘が不適切(不整合)</li> </ul> </li> <li>○義管(4) <ul style="list-style-type: none"> <li>提供文書のない義管算定</li> <li>提供文書に記載すべき内容(欠損の状態、指導内容、保存・清掃の方法などの要点)が記載されていない</li> <li>同一初診で別部位への義歯新製に際して義管を再度算定していた</li> <li>同月内で義歯新製を前提に旧義歯修理を伴わない場合に、義管A(現:義管)と義管B(現:歯リハ1)を算定していた</li> </ul> </li> </ul>
<b>【検査(歯周病関連を除く)】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○顎運動関連検査(6) <ul style="list-style-type: none"> <li>検査結果をカルテに記載していない(3)</li> <li>検査結果の測定方法や検査結果について説明困難な例が認められた</li> <li>ChBの算定に際し、平均値咬合機を使用し、補綴物を作製していた</li> <li>必要性の認められない顎運動関連検査を算定していた</li> </ul> </li> <li>○平行測定(4) <ul style="list-style-type: none"> <li>検査結果をカルテに記載していない(2)</li> <li>6歯以上のブリッジにかかる平行測定で、模型が期間内に保存されておらず、写真も添付されていない(2)</li> </ul> </li> <li>○EMR <ul style="list-style-type: none"> <li>検査結果をカルテに記載していない</li> </ul> </li> </ul>
<b>【画像診断】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>所見が記載されていないエックス線の診断料(13)</li> <li>治療に必要な部位が撮影されていない(2)</li> <li>パノラマを誤って算定している</li> <li>全顎撮影の撮影が不適切で算定方法が誤っている</li> </ul>
<b>【歯周治療】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○歯周病検査(19) <ul style="list-style-type: none"> <li>極めて短期間に繰り返し実施された歯周病検査(4)</li> <li>混合歯列期または乳歯列期の患者に対する必要性に乏しい歯周基本検査(3)</li> <li>歯周基本検査で歯の動揺度検査が実施されていない(2)</li> <li>歯周精密検査の算定要件を満たしていない(4) <ul style="list-style-type: none"> <li>(プロービング時の出血の有無の記載がない、ブラークチャートを用いたブラークの付着状況の記載がない)</li> </ul> </li> <li>歯周基本検査の検査結果の記載または検査記録の添付がない(2)</li> <li>歯周精密検査の結果が、画像診断から見て妥当性を欠いている</li> <li>残存歯を検査の対象歯数に数えている(歯内療法、根面被覆処置で積極的に保存した残根歯を除く)(2)</li> <li>切開と同日に歯周病検査を実施していた</li> <li>1カ月以内の再度の歯周病検査を所定点数の100分の50に減算せずに算定している</li> </ul> </li> <li>○口腔内写真検査(2) <ul style="list-style-type: none"> <li>口腔内写真検査がブラークコントロールの動機付けを目的とした、歯周疾患の状態を示す写真撮影が行われていない(2)</li> </ul> </li> <li>○歯周基本治療(SC, SRP, PCur)(4) <ul style="list-style-type: none"> <li>画像診断の所見から判断して必要性が乏しく不適切なSRP, PCur(2)</li> <li>歯冠修復物の装着後、同日に当該歯を含むSRPを算定</li> <li>SRPから再SRPまでの間隔が極めて短く、歯科医学的に不適切な例</li> </ul> </li> <li>○歯周外科手術 <ul style="list-style-type: none"> <li>不適切な歯周精密検査に基づいて算定されたFOP</li> </ul> </li> <li>○歯周メンテナンス治療 <ul style="list-style-type: none"> <li>歯周病検査の結果から見て必要性の乏しい再SRP</li> </ul> </li> <li>○P基処 <ul style="list-style-type: none"> <li>使用薬剤名を記載していなかった</li> </ul> </li> <li>○P処 <ul style="list-style-type: none"> <li>歯周ポケット内への薬剤注入について、承認された用法、用量、使用上の注意を遵守していない</li> </ul> </li> <li>○TFix(7) <ul style="list-style-type: none"> <li>エナメルボンド法に対する装着の費用(3)</li> <li>歯周病検査の動揺度から判断して必要性の認められない暫間固定(3)</li> <li>同一部位に繰り返し装着された暫間固定</li> </ul> </li> <li>○機械的歯面清掃処置 <ul style="list-style-type: none"> <li>歯科衛生士が実施した歯清で、カルテに歯科衛生士の氏名記載がなかった</li> </ul> </li> </ul>

( )内は同一の指摘事項が複数回ある場合の合計数